

上天草市観光ブランディングプロモーション業務仕様書

1 業務名

上天草市観光ブランディングプロモーション業務

2 業務目的

本市が持つ魅力又は価値を統一したイメージでブランド化し、本市の認知度及びイメージアップを図るため昨年7月に「上天草市観光ブランディング計画」（以下「ブランディング計画」という。）を策定した。

そこで、ブランディング計画に基づき、上天草観光ブランドの浸透及び確立につなげるため、上天草観光ブランドのブランドコンセプトである「ナナメ上↑上天草」やブランディングに係る各種取組を紹介するホームページの作成及びメディア等を活用した情報発信など、観光イメージの向上に資する各種取組を実施する。

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和2年1月31日（金）まで

4 業務内容

(1) ウェブサイト制作・運用

ブランディングの概要等についての受け皿として、ブランドコンセプトである「ナナメ上↑上天草」やブランディングに係る各種取組を紹介するウェブサイトの制作・運用を行うこと。

<留意事項>

- ・閲覧者がウェブサイトに興味・関心が持てるような工夫をすること。
- ・市のホームページ及び観光協会のホームページからもアクセスできるように連携を図ること。
- ・ウェブサイトは、パソコン及びスマートフォンでの表示に適した形式とする。
- ・ウェブサイトはドメインを取得し運用するものとする。
- ・一般的なブラウザで支障なく閲覧可能なものとする。
- ・契約期間中に不具合が生じた場合は、速やかにトラブルを解消すること。
- ・契約期間中の保守管理を行うとともに、次年度以降の保守管理費用についても提示すること。

(2) メディア等を活用した「ナナメ上↑上天草」観光プロモーションの実施

「ナナメ上↑上天草」をコンセプトに上天草市のイメージを向上させるためのプロモーションを集中的かつ効果的に展開するとともに、観光客の増加につながる仕掛けを企画し、実施すること。

ア 「ナナメ上[↑]上天草」をコンセプトとした動画制作

上天草市の観光資源等から素材を選定し、ナナメ上のインパクト及び訴求力がある動画を制作すること。

- (ア) 上天草市の特色ある観光素材を活用し、ナナメ上のストーリー性があるテーマの設定と構成を行うこと。
- (イ) 制作本数は1本以上とする。
- (ウ) 再生時間は3分程度を目安とするが、15秒（テレビCMを想定）に編集したものも制作すること。
- (エ) 言語は日本語とし、英語、中国語（繁体字）及び韓国語の字幕を入れた映像もそれぞれ制作すること。
- (オ) 動画制作に当たっては、新規撮影を原則とし、撮影困難なシーン（季節感がある動画等）を使用する場合は、上天草市経済振興部観光おもてなし課（以下「主管課」という。）と協議の上、既存の動画を取得することができるものとする。

イ 動画配信・広告・ウェブサイト誘導等業務

上記（ア）で制作した動画について、話題性及び拡散性等を確保するため、動画共有サービスYouTubeに掲載するとともに、動画広告を実施し、ウェブサイトへと誘導を行うこと。

- (ア) 広告のターゲットは、20～40代とする。
- (イ) 広告については、ターゲットへの到達確率が高いメディアを選択するものとし、目的に応じた最適な配信方法や配信回数を目安を提示すること。
- (ウ) 動画再生画面上で指定した外部サイトへのリンクを設定し、ウェブサイトへの誘導を行うこと。
- (エ) 最低動画再生回数を10万回とする。
- (オ) その他
 - a 選択したプラットフォームに広告を最適化するための動画の編集や画像の作成についても実施すること。
 - b 広告については、完了後に結果分析を実施し、資料にて報告すること。

(3) その他

4（1）及び（2）の詳細な内容については、受託候補者の決定後、主管課と協議の上、決定する。

5 納入成果物

(1) 成果物

4の業務内容に関する成果物等を次のとおり提出すること。

提出物	提出部数	提出（納入）時期	形式
各種打合せ等の議事録	1部	随時	紙及び電子
業務完了報告書	1部	業務完了時	紙及び電子
動画DVD	10枚	完成後	・海外でも上映可能な形式とする。 ・盤面印刷を施すこと。
動画データ	1式	完成後	ウェブ掲載及びPCで再生可能なもの。
広告の結果分析資料	1式	完成後	紙及び電子
その他業務実績内容の説明に必要と思われる資料	1式	業務完了時	紙及び電子

(2) 納入先
 主管課

6 特記事項

- (1) 本業務の実施に当たり、業務実施結果・成果報告会及び中間報告会を上天草市で開催すること。
- (2) 本業務に係る成果物の権利（知的財産権等）は、上天草市に帰属するものとする。
- (3) 映像に使用するイラスト、写真、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続きを行い、使用料の負担及び責任は受託者において負うこととする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書に定める業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、延滞なく委託者及び受託者が協議し解決する。

[業務スケジュール]

